

# 令和3年第1回南島原市教育委員会定例会

日時 令和3年1月28日(木) 午後2時  
場所 南有馬庁舎 3階大会議室

## 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第1号 学校給食センター新築工事(建築)請負契約の変更について

議案第2号 学校給食センター新築工事(電気)請負契約の変更について

議案第3号 学校給食センター新築工事(機械)請負契約の変更について

議案第4号 南島原市適応指導教室条例の制定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

# 令和3年第1回南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○令和2年12月の諸会議並びに諸行事

24日(木) 14:00 令和2年第12回教育委員会定例会(南有馬庁舎)

25日(金) 14:30 【延期】第1回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議(カムス)

28日(火) 15:00 市仕事納め式(西有家庁舎)

## ○令和3年1月の諸会議並びに諸行事

4日(月) 9:00 市仕事始め式(西有家庁舎)

11:00 【中止】令和3年南島原市成人式(コレジヨホール)

5日(火) 17:00 第11回市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(西有家庁舎)

6日(水) 14:00 令和2年度イングリッシュ・パフォーマンスコンテスト(カムス)

8日(金) 17:00 第12回市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(西有家庁舎)

18日(月) 10:00 第13回市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(西有家庁舎)

19日(火) 9:30 市部局長会議・第2回まち・ひと・しごと創生本部会議(西有家庁舎)

13:00 市町別教育長ヒアリング(長崎市)

26日(火) 9:30 【中止】市学校支援共同実施連絡協議会(オアシスセンター)

13:00 【中止】第2回長崎県都市教育長協議会(～27日)(佐世保市)

## 議案第1号

### 学校給食センター新築工事（建築）請負契約の変更について

#### 提案理由

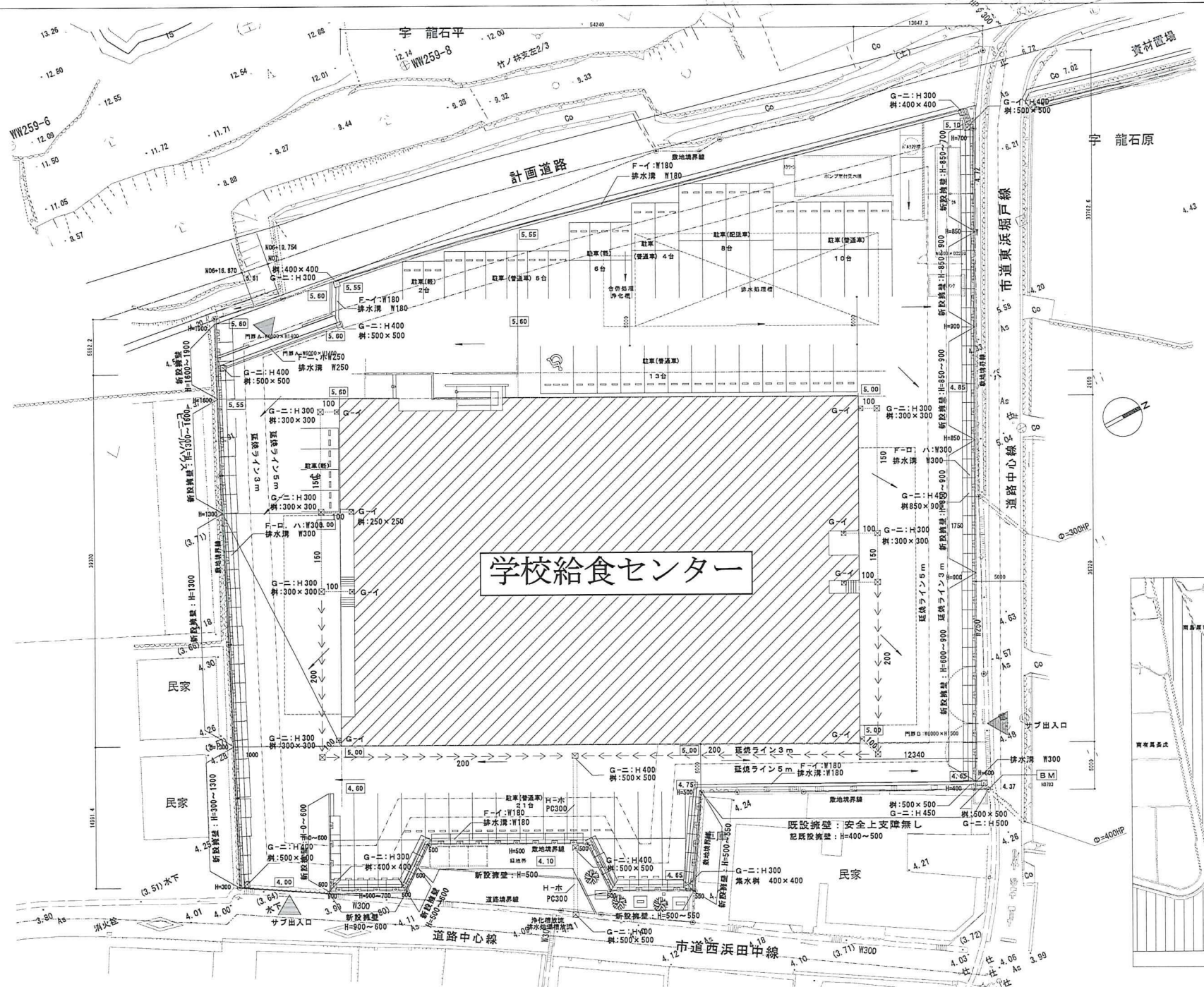
令和2年3月19日議案第34号で議会の議決を経た学校給食センター新築工事（建築）請負契約の一部を次のとおり変更するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第2条の規定により議会の議決を経る必要があるので、教育委員会の意見を求める。

令和3年1月28日

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

#### 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	654,500,000円	657,289,600円

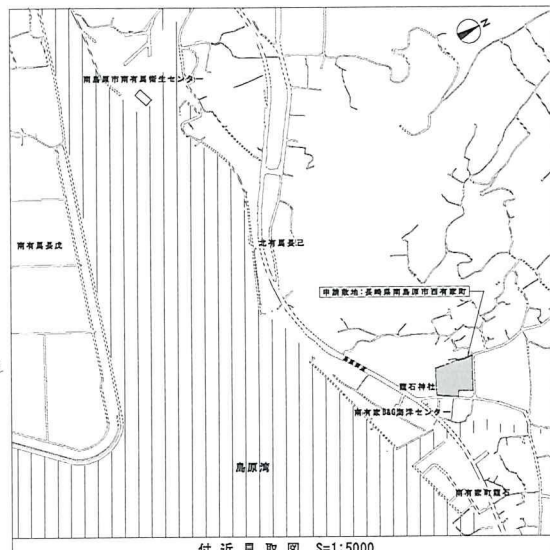


施設名称	南鳥原市学校給食センター	
建設場所	南鳥原市西有家町龍石平松崎地内	
施設用途	工場（給食センター）	用途区分08340
用途地域	都市計画区域外	
隣接道路	市道西浜田中線（東側）	市道東浜瀬戸線（北側）
計画道路	敷地西側	

- 4. ※ 計画地盤高さを示す
- ・ 4. ※ 現況地盤高さを示す
- 5. 00 設計G.L.を示す

議案第 号資料-2  
(配置図・付近見取り図)

議案第 1号資料



学校給食センター新築工事		図面番号	A-13
図面番号	29-842	図面名称	配置図・付近見取り図
SCALE	S=1:200(A1) S=1:400(A3)	DATE	2019.11.14
1 級建築士第208645号 田中 健一郎			
関三省設計事務所		〒400-0001 南鳥原市西有家町龍石平松崎地内2-2-1	TEL 0590 (0)1029-2124 FAX 0590-2146

様式第8号（第17条関係）

契 約 変 更 申 込 書（案）

H31KS0301K0031  
令和3年 月 日

川田・三青特定建設工事共同企業体  
代表構成員 川田建設工業株式会社  
代表取締役 下田 幸廣 様  
その他構成員 株式会社三青 南島原営業所  
所長 松本 好生 様

南島原市長 松本 政博



工 事 番 号 31南都工第17号  
工 事 名 学校給食センター新築工事（建築）

令和2年3月19日締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。

なお、この契約変更について異議がなければ南島原市建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付して下さい。

記

1	現 請 負 代 金 額	¥654,500,000	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）	¥59,500,000	
2	変 更 請 負 代 金 額	¥657,289,600	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）	¥59,753,600	
3	請 負 代 金 額 の 増 額	¥2,789,600	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増額）	¥253,600	
4	現 契 約 工 期	着工 令和2年3月19日	405 日間
		完成 令和3年4月27日	
5	変 更 契 約 工 期	着工 令和2年3月19日	405 日間
		完成 令和3年4月27日	
6	部 分 払 回 数	現回数 0回	
		変更回数 0回	
7	支 払 限 度 額 等	年度 現支払限度額	変更後支払限度額
		令和1年度 ¥261,800,000	¥261,800,000
		令和2年度 ¥392,700,000	¥395,489,600
		現出来高予定額	変更後出来高予定額
		令和1年度 ¥0	¥0
		令和2年度 ¥654,500,000	¥657,289,600

8 変 更 内 容 別冊設計図書のとおり

備考1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、市長が変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

## 議案第2号

### 学校給食センター新築工事（電気）請負契約の変更について

#### 提案理由

令和2年3月19日議案第35号で議会の議決を経た学校給食センター新築工事（電気）請負契約の一部を次のとおり変更するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため、教育委員会の意見を求める。

令和3年1月28日

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

#### 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	215,894,800円	217,917,700円

様式第8号（第17条関係）

契 約 変 更 申 込 書 (案)

H31KS0301K0033  
令和 年 月 日

九 電 工 ・ 第 一 電 設 特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体  
 代 表 構 成 員 株 式 会 社 九 電 工 島 原 営 業 所  
 所 長 下 条 智 弘 様  
 そ の 他 構 成 員 株 式 会 社 第 一 電 設 南 島 原 営 業 所  
 所 長 梅 崎 綾 子 様

南島原市長 松本 政博



工 事 番 号 31南都工第19号  
 工 事 名 学校給食センター新築工事（電気）

令和 2年 3月19日 締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。

なお、この契約変更について異議がなければ南島原市建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付して下さい。

記

1	現 請 負 代 金 額	¥215,894,800	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥19,626,800）	
2	変 更 請 負 代 金 額	¥217,917,700	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥19,810,700）	
3	請 負 代 金 額 の 増 額	¥2,022,900	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増額	¥183,900）	
4	現 契 約 工 期	着工 令和 2年 3月19日	
			405 日間
		完成 令和 3年 4月27日	
5	変 更 契 約 工 期	着工 令和 2年 3月19日	
			405 日間
		完成 令和 3年 4月27日	
6	部 分 払 回 数	現回数 0 回	
		変更回数 0 回	
7	支 払 限 度 額 等	年度 現支払限度額	変更後支払限度額
		令和1年度 ¥86,350,000	¥86,350,000
		令和2年度 ¥129,544,800	¥131,567,700
		現出来高予定額	変更後出来高予定額
		令和1年度 ¥0	¥0
		令和2年度 ¥215,894,800	¥217,917,700

8 変 更 内 容 別冊設計図書のとおり

備考1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、市長が変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

## 議案第3号

### 学校給食センター新築工事（機械）請負契約の変更について

#### 提案理由

令和2年3月19日議案第36号で議会の議決を経た学校給食センター新築工事（機械）請負契約の一部を次のとおり変更するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため、教育委員会の意見を求める。

令和3年1月28日

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

#### 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	564,740,000円	585,229,700円



様式第8号（第17条関係）

## 契約変更申込書（案）

H31KS0301K0032  
令和 年 月 日

三信設備・吉田屋産業特定建設工事共同企業体  
 代表構成員 三信設備有限会社 南島原営業所  
 代表取締役 馬場 智美 様  
 その他構成員 合資会社吉田屋産業  
 代表社員 志岐 哲男 様

南島原市長 松本 政博



工事番号 31南都工第18号  
 工事名 学校給食センター新築工事（機械）

令和2年3月19日 締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。

なお、この契約変更について異議がなければ南島原市建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付して下さい。

## 記

1	現請負代金額	¥564,740,000	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）	¥51,340,000	
2	変更請負代金額	¥585,229,700	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）	¥53,202,700	
3	請負代金額の増額	¥20,489,700	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増額）	¥1,862,700	
4	現契約工期	着工 令和2年3月19日	405 日間
		完成 令和3年4月27日	
5	変更契約工期	着工 令和2年3月19日	405 日間
		完成 令和3年4月27日	
6	部分払回数	現回数 0回	
		変更回数 0回	
7	支払限度額等	年度 現支払限度額	変更後支払限度額
		令和1年度 ¥225,890,000	¥225,890,000
		令和2年度 ¥338,850,000	¥359,339,700
		現出来高予定額	変更後出来高予定額
		令和1年度 ¥0	¥0
		令和2年度 ¥564,740,000	¥585,229,700

8 変更内容 別冊設計図書のとおり

備考1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、市長が変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

議案第4号

南島原市適応指導教室条例の制定について

提案理由

南島原市適応指導教室の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

令和3年1月28日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

## 南島原市適応指導教室条例

## (設置)

第1条 不登校の状態又はその傾向にある南島原市立の小学校及び中学校に在籍する児童生徒（以下「不登校児童生徒等」という。）を学校へ復帰させること等を目的として、不登校児童生徒等への指導及び支援並びにその保護者への支援を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第30条の規定に基づき、南島原市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 適応指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南島原市適応指導教室
- (2) 位置 南島原市布津町甲381番地1

## (管理)

第3条 適応指導教室は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

## (入室対象者)

第4条 適応指導教室の入室対象者は、不登校児童生徒等であつて、教育委員会が許可したものである。

## (業務)

第5条 適応指導教室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不登校児童生徒等に対する適応指導及び生活指導に関すること。
- (2) 不登校児童生徒等に対する学習指導に関すること。
- (3) 相談及び情報提供に関すること。
- (4) 学校及び関係機関との連携に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

## (職員)

第6条 法第31条第2項の規定により、適応指導教室に必要な職員を置く。

## (休業日及び開室時間)

第7条 適応指導教室の休業日は、南島原市立小・中学校管理規則（平成18年南島原市教育委員会規則第8号）第3条に規定する学校の休業日とする。ただし、教育委員会が特

に必要と認めるときは、これを変更し、臨時に休業日を定めることができる。

2 適応指導教室の開室時間は、午前8時30分から午後3時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入室又は退室の許可)

第8条 適応指導教室の入室又は退室に当たっては、教育委員会の許可を受けなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。